

2020年中国專利無効決定に対する統計分析

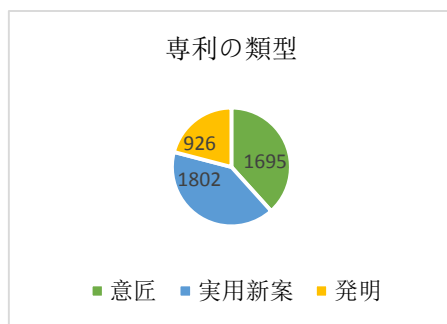
前書き：2020年國家知識產權局が4423件の無効審判請求の審査決定を公表した。無効審判請求者の上位3位はそれぞれ華為技術有限公司、OPPO 廣東移動通信有限公司、陳衛濤であった。專利權者の上位3位はそれぞれ交互數字技術/專利控股公司 (IDC)、周凱、江蘇通領科技有限公司であった。專利權者の出所は主に廣東省、浙江省と江蘇省であった。全部無効とされた案件の比率は46.1%であった。このうち、意匠專利的比率は53.3%であり、實用新案專利的比率は47.1%であり、發明專利的比率は30.6%であった。審理周期はほぼ5~9ヶ月であった。

國家知識產權局が2020年に公表した4423件の無効審判請求の審査決定[1]に対して統計して分析した結果、

- * 實用新案專利的案件が最も多く、意匠專利が二位であり、發明專利が最も少なかった。
- * 所属技術分野は主に電学、家具、医学等であり、所属意匠分類は主に包装容器、ランプなどであった。
- * 無効審判請求者の上位3位はそれぞれ華為技術有限公司、OPPO 廣東移動通信有限公司、陳衛濤であった。專利權者の上位3位はそれぞれ交互數字技術/專利控股公司、周凱、江蘇通領科技有限公司であった。
- * 專利權者の出所は主に廣東省、浙江省と江蘇省であった。
- * 審理周期はほぼ5~9ヶ月であった。
- * 專利權の維持年限から見ると、2年の方が最も多く、3年の方は2位であり、維持年限が長い方は比較的になかった。
- * 全部無効とされた案件の比率は46.1%であった。このうち、意匠專利的比率は53.3%であり、實用新案專利的比率は47.1%であり、發明專利は30.6%を占めた。
- * 一部無効とされた案件の比率は13.8%であった。
- * 有効維持とされた案件の比率は40.1%であった。このうち、意匠專利的比率は46.7%であり、實用新案專利的比率は30%であり、發明專利は47.9%を占めた。
- * 意匠專利が全部無効とされた理由として、主に新規性がないことと、顕著な区別がないことが挙げられ、實用新案と發明專利が全部無効とされた理由として、主に進歩性がないことが挙げられる。

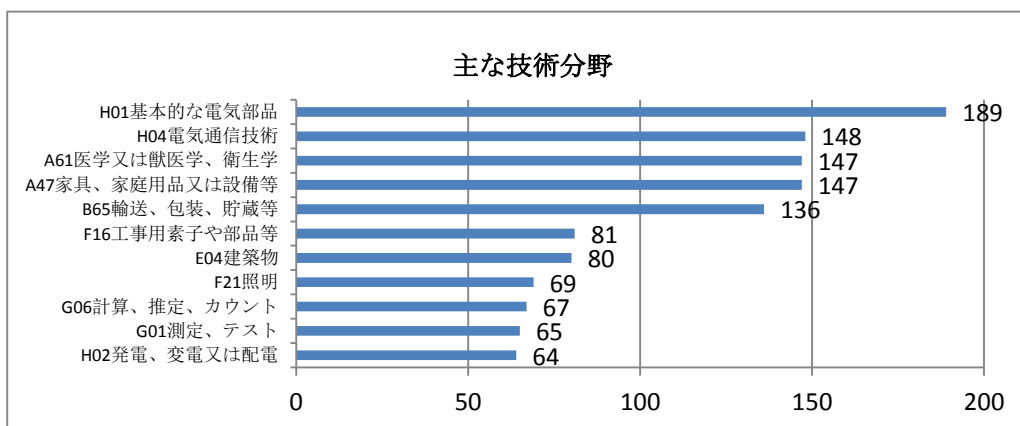
専利¹の類型

2020年、国家知識産権局専利不服審判と無効審理部門は、合計4423件の専利権無効審判請求の審査決定を公表した。このうち、実用新案専利は1802件あり、比率は40.7%であった。意匠専利は1695件あり、比率は38.3%であった。発明専利は926件あり、比率は20.9%であった。

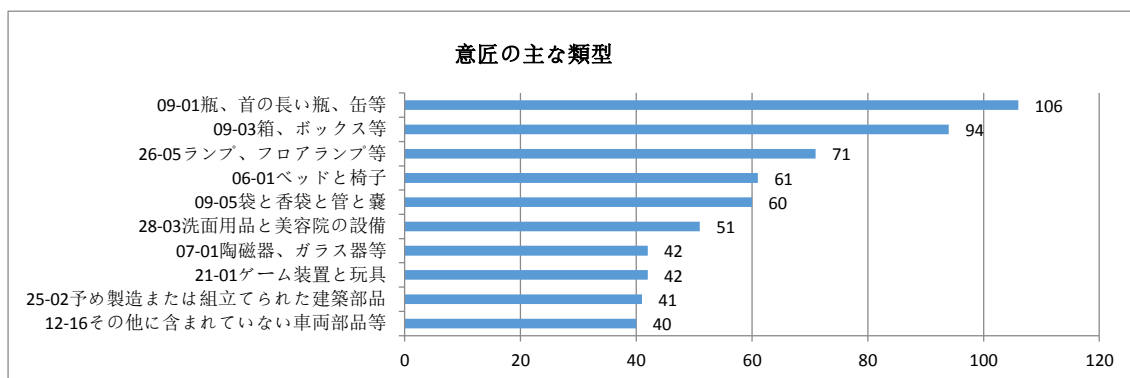


技術分野と意匠の類型

発明と実用新案専利が所属する技術分野は主に電気学、家具、医学等であった。



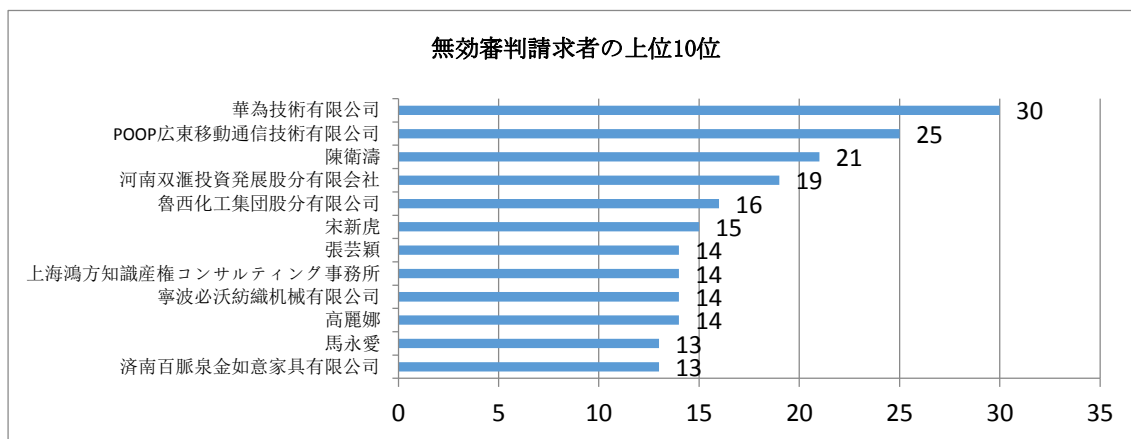
意匠専利が所属するカテゴリーは主に包装容器やランプ等であった。



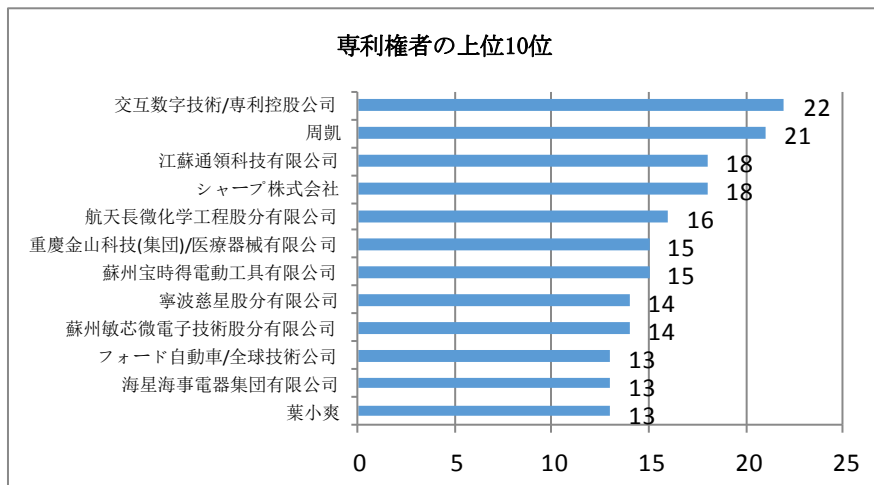
¹ 専利：発明専利、実用新案専利、意匠専利の総称である。

無効請求者と専利権者のランキング

2020年に発表された無効審判請求の審査決定により、無効審判請求者の上位10位は以下の通りであった。



専利権者の上位10位

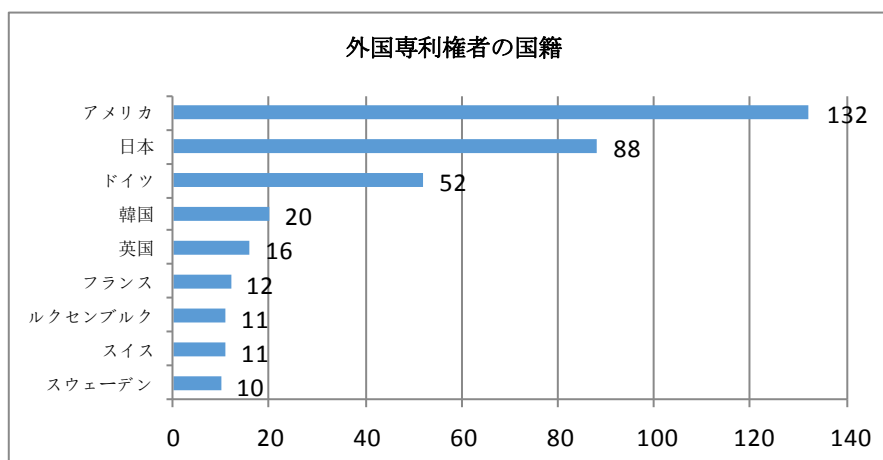


同一無効請求者が同一専利権者の複数の専利権に対して無効審判を請求する場合がある。例えば、華為は交互数字の17件の発明専利（H04電気通信技術分野）に対して無効審判請求を行った。結果として、12件の発明専利は全部無効とされ、3件の発明専利は一部無効とされ、2件の発明専利は有効維持とされた。oppoはシャープの17件の発明専利（H04電気通信技術分野）に対して無効宣告請求を行った。結果として、12件の発明専利は全部無効とされ、2件の発明専利は一部無効とされ、3件の発明専利は有効維持とされた。

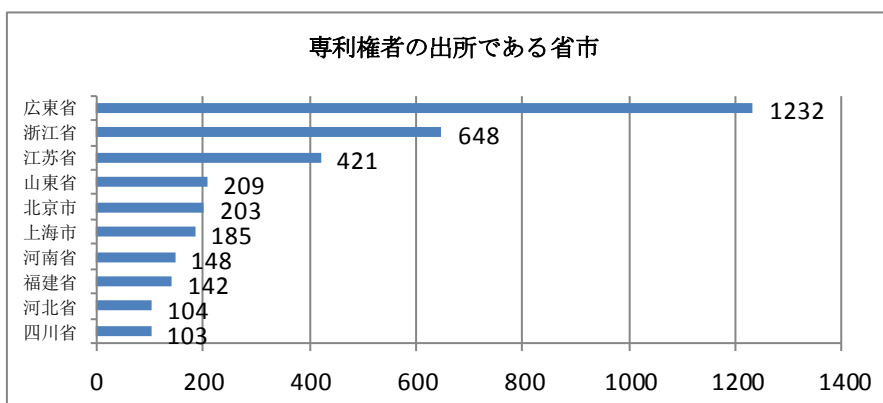
無効請求者と専利権者の出所

無効審判請求者はほぼ中国で登録された会社或いは自然人であった。このうち、自然人名義で提出された無効審判請求が約 1/3 を占めていた。

専利権者はほぼ中国で登録された会社或いは自然人であり、関連案件が 4015 件あり、比率は 90.8% であった。外国専利権者の専利に対して無効審判請求が提出された案件は 408 件あった。アメリカの方が最も多く、日本とドイツが二位であった。



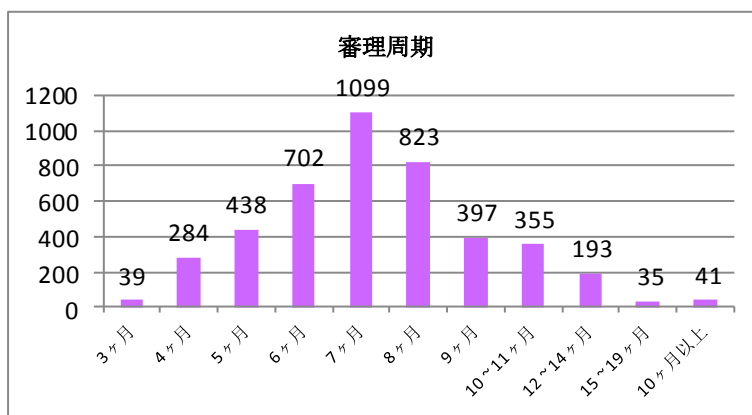
中国の専利権者の出所として、広東省が 1 位であり、浙江省と江蘇省が 2 位であった。



審理周期 [2]

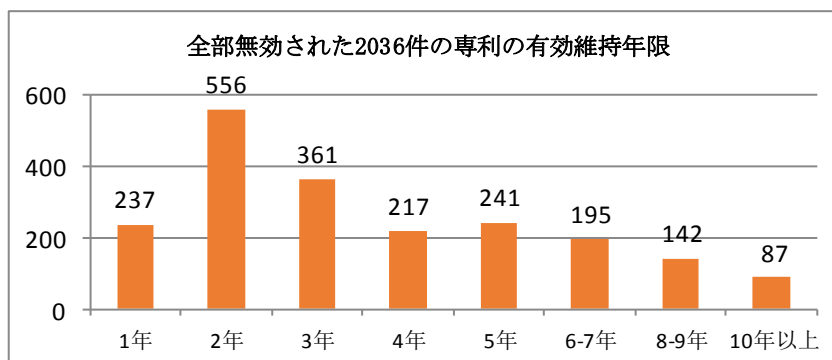
「無効請求の提出日」から「無効決定の発表日」までの期間で審理周期を計算すると、国家知識産権局による無効案件の審理周期はほぼ 5~9 ヶ月であった。少数の案件は審理周期が短く、3~4 ヶ月であった。また、少数の案件の審理周期は長く、15 ヶ月以上であった。そのうち、審理期間が 20 ヶ月以上の場合、系列案件、関連案件、請求の範囲の数が多いことと、専利権の譲渡などが原因だと考えられる。

統計の結果により、審理期間は専利の種類とは必ずしも関係があるとは言えない。審理期間が4ヶ月である発明専利があれば、審理期間が長い（17ヶ月）意匠専利もある。

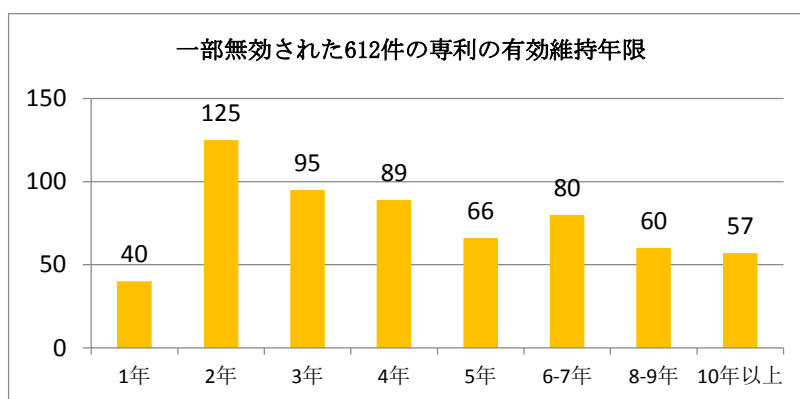


維持年限

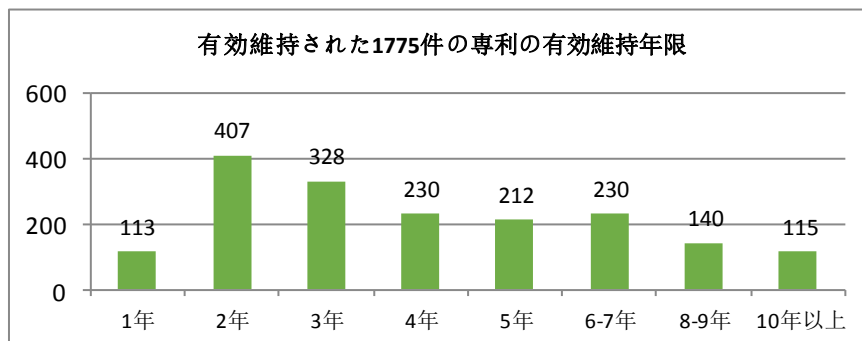
全部無効とされた2036件の専利のうち、専利権の維持期間（「授権公告日」から「無効決定の発表日」までの期間）[3]として、2年の方が最も多く、3年の方が2位であり、維持期間の長い専利は少なかった。



一部無効とされた612件の専利のうち、専利権の存続期間として、2年の方が最も多く、3年と4年の方が2位であった。全部無効とされた専利に比べて、一部無効とされた専利のうち、維持年限が長いものが多かった。

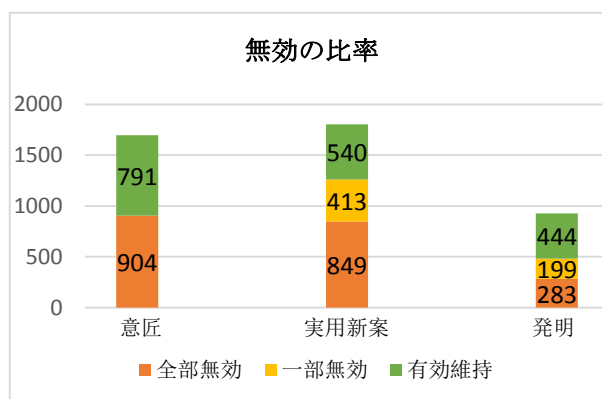


有効維持とされた 1775 件の専利のうち、専利権の維持期間として、2 年の方が最も多く、3 年の方が 2 位であった。



無効の比率

全部無効とされた案件の比率は 46.1%であった。そのうち、意匠専利の比率は 53.3%であり、実用新案専利の比率は 47.1%であったが、発明専利の方が比較的 に低く、30.6%であった。

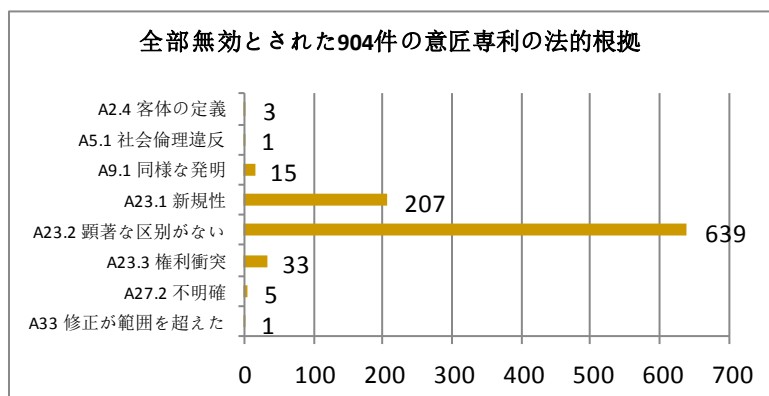


一部無効とされた案件の比率は 13.8%であった。そのうち、実用新案専利の比率は 22.9%であり、発明専利の比率は 21.5%であった。

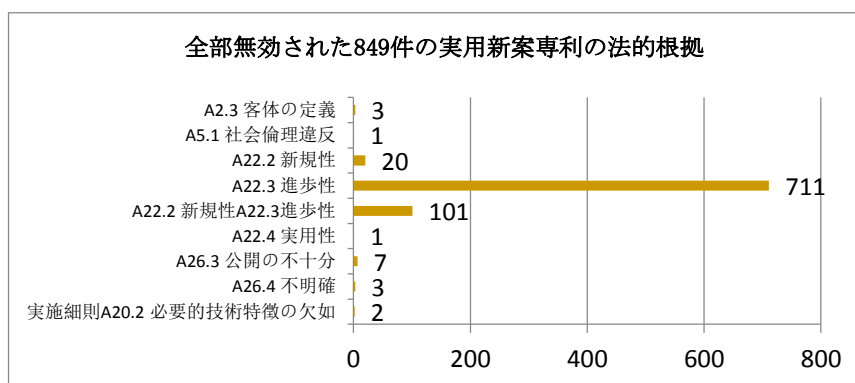
有効維持とされた案件の比率は 40.1%であった。そのうち、意匠専利の比率は 46.7%であり、実用新案専利の比率は 30%であり、発明専利の比率は 47.9%であった。

無効審判の理由

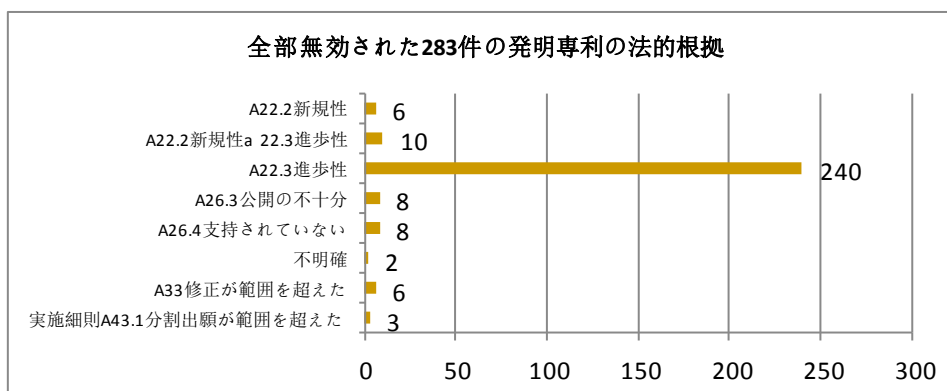
全部無効とされた 904 件の意匠専利のうち、主な法的根拠は「専利法」第 23 条第 1 項(新規性)と第 23 条第 2 項(顕著な区別なし)であり、少数の専利は、不明確などの非新規性の理由だけで全部無効とされた。



全部無効とされた 849 件の実用新案専利のうち、主な法的根拠は「専利法」第 22 条第 3 項(進歩性)であり、少数の専利は公開の不十分などの非進歩性の理由だけで全部無効とされた。



全部無効とされた 283 件の発明専利のうち、主な法的根拠は特許法第 22 条第 3 項(進歩性)であり、少数の専利は公開の不十分などの非進歩性の理由だけで全部無効とされた。



注釈

[1]関連データは、国家知識産権局 (<http://reexam.cnipa.gov.cn/>) が発表した『無効審判請求の審査決定』と <http://epub.sipo.gov.cn/>が発表した専利書誌事項によるものである。

[2]56 件の専利は行政訴訟に関するもので、グラフの統計対象とされなかった。

[3]無効決定が下された後に、普通は 1 ヶ月以内に発表されるが、無効決定が下してから 2~4 ヶ月以内発表される場合もある。

出所: IPRdaily 中文網 (iprdaily.cn)

専利出願の「遅延審査」制度について

前書：2019年11月1日から施行される『専利審査指南』の第五部分(専利出願及び事務処理)第七章(期限、権利の回復、停止、審査の順序)に「8. 審査順序」の節が追加された。この節では、「一般原則」の明確のほか、「優先審査」と「遅延審査」について更なる規定が追加された。優先審査とは、条件を満たす専利出願に対して審査を加速させることである。これに対して、遅延審査とは、発明や意匠出願に対して、出願人の請求に応じて審査を遅らせることである。

遅延審査の具体的な規定

「出願人は、発明や意匠専利出願について、遅延審査を請求することができる。発明専利出願の遅延審査請求は、出願人が実体審査請求を提出すると同時に提出しなければならないが、実体審査請求の発効日から発効する。意匠遅延審査請求は、出願人が意匠出願を提出すると同時に提出しなければならない。遅延期限は、提出された遅延審査請求の発効日から1年間、2年間又は3年間経過した日である。遅延期限が満了した後、該出願は順次審査の対象となる。必要な時、専利局は自ら審査手続を開始して、出願人が請求した遅延審査期限が満了したことを出願人に通知することができる。

まとめると、下記表のようになる

事項	規定
対象	発明出願、意匠出願
タイミング	発明の場合、実体審査請求を提出すると同時に提出されなければならない、実体審査請求の発効日から発効する。 意匠の場合、意匠出願を提出すると同時に提出されなければならない。
期限	提出された遅延審査請求の発効日から1年間、2年間又は3年間経過した日である。
後続	遅延期限が満了した後、該出願は順次審査の対象となる
説明	撤回や公告、異議申出などの手続きはまだ設けられていない

遅延審査は、早期公開請求審査制の延長である。「早期公開請求審査制」とは、専利局が専利出願に対して形式審査を行った後に、出願を公開し、出願人が出願日から一定期間中のいずれかの時点で実体審査を請求できる制度である。つまり、出願が公開され、且つ出願人が実体審査を請求した場合に限って、専利局が実体審査を行う。出願人が法定期限内に実体審査請求を提出しなければ、出願の自発的取下げとみなされる。

このような審査制度が多くの国で採用されており、顕著な利点があるからである。第一、早期公開で、専利情報が早期に公開される。第二、期限内であれば審査を請求できるため、出願人にとって、請求の提出、提出時点を決める余裕がある。実務では、出願人による商業前途や技術発展などの考慮で実体審査段階に入らなかった専利出願はかなり多い。第三、コストを削減できる。出願人は価値のない出願のために審査費用を支払う必要がなくなる一方、専利局にとっても審査負担がある程度軽減できる。

ただし、実体審査請求の法定期間に対する規定は、国によって異なり、約 2 年間～7 年間となっている。中国専利法第 35 条第 1 項の規定によると、「発明専利出願の出願日から 3 年以内、国務院専利行政部門は出願人が随時に提出した請求に基づいて、その出願に対して実体審査を行うことができる。出願人が正当な理由なしに期限を過ぎても実体審査を請求しなかった場合、その出願は撤回されたとみなされる」。中国では実体審査請求の法定期間は 3 年間である。

『専利審査指南』に追加された遅延審査により、実体審査段階に入るための期限は実は最大 6 年まで延長された。中国で遅延審査の導入は、専利制度の大きなイノベーションであり、専利出願人にとっても有利である。

まず

遅延審査の規定は、出願人にとって、出願の価値の確認、保護範囲の考慮、分割出願の選択を確認する時間が多くなる。実務では、出願人は、遅延審査の請求と分割出願戦略を組み合わせることにより、できるだけ長い期間範囲内に新規分割出願を提出する権利を保留し、各出願について異なる議論の方法を試すことができる。

次に

大きな改善或は重要な商業価値がある専利出願について、出願人は、適当に延期審査制度を利用することで、ライバルを混乱させ、ライバルによる最終の専利保護範囲の獲得、ライバルによる同類製品の軽率的研究開発を妨害して、競争のための貴重な時間を獲得し、市場で主導権を握ることができる。

また

意匠出願について、審査を遅延させることで、専利公告と製品発売の時間差を短縮することができ、消費者に最大の視覚的なインパクトを与え、新製品の魅力を爆発させる上、競合他社による模倣を防ぐことができる。

最後に

遅延審査が発表された以前、出願人が専利出願の審査を遅らせたい場合、一般的には、応答期間の延長或は一部修正などの方法を取る。複雑で不確実性が高く、且つ通常の審査に影響を与える。そのため、遅延審査は出願人にとって柔軟性に富む制度である。

しかし、初志がいくら良く、メリットがある制度であっても、依然としてよく問題がある。遅延審査も例外ではない。

公開されたが実体審査段階に移行しなかった専利出願の技術内容は、パブリックテクノロジーとなる。遅延審査制度は、疑いなく専利技術がパブリックドメインになるまでの期間を延長させ、パブリックテクノロジーの蓄積速度を遅らせることができる。また、社会公衆と競合他社にとって、一項の専利出願に対して、たとえ公開されても、その請求項の範囲は予測しにくくなる。これは、「マタイ効果」をもたらす可能性がある。即ち、大手企業の技術優位性が絶えず高まり、零細企業の技術革新がますます難しくなる。その結果、零細企業の発展と国民の革新意欲に悪影響を及ぼす可能性がある。

その他、遅延審査に応じて専利法第 13 条に規定されている「臨時保護期間」が必ず延長される。臨時保護期間は、不確実性と事後遡及という特徴があるため、操作は元来非常に難しい。この期間の延長は人民法院と専利行政部門にとっても大きな挑戦になる。

おそらく不利な効果に懸念があって、専利局は依然として遅延審査期限の終止と自主的に審査を開始する権利を保留した。また、遅延審査を一つのオプションとして専利審査指南に載せることも、進退自由な過渡的な探索である。実務の検証を経て、より詳細な関連規定が発表され、遅延審査による専利制度の改善、出願人の権利と社会公衆の利益の間のバランスを実現できると信じている。

出所：IPRdaily 中文網 (iprdaily.cn)